

鳥取県告示

特定事業の集積の促進に関する計画

(鳥取地域集積促進計画)

前文

毎週火曜日及び
毎週金曜日
行
發
日
休
日
公
休
日
告
示

三 次

△知 示 鳥取地域集積促進計画(商工指導課)

近年の我が国及び本県を取り巻く経済社会環境は、欧米との貿易摩擦の激化や急激な円高による影響など、国際環境がこれまでになく厳しさを増している一方、技術の高度化、複合化が進み、特に、マイクロエレクトロニクス技術の著しい進歩によって情報化が急速に進展すると共に、価値観の多様化等により新しいサービス需要が増大するなど、ソフト化、サービス化が進展している。

このため、我が国の産業活動においては、従来からの直接生産部門、すなわち工場に比し、企業内の研究開発部門、情報処理部門、商品開発部門や、研究所、ソフトウェア業等の、いわゆる産業の「頭脳部分」に該当する特定事業の占める比重が著しく増大しつつある。しかしながら、今後成長が期待されるこれらの特定事業は、大都市圏、特に東京へ一極集中する傾向にある。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第二十一号)第五条第一項の規定による作成した特定事業の集積の促進に関する計画(鳥取地域集積促進計画)について、同条第四項の規定による承認を受けたのと、同条第六項の規定による、次のとおりお示す。

こうした情勢の中で、本県の近年の産業及び特定事業の動向をみると、エレクトロニクスを中心とした先端技術産業の集積が進み、生産技術力の向上が進展しているとともに、ソフトウェア業等情報サービス業やデザイン業の集積も進みつつある。

今後、本県経済の活性化を図っていくためには、産業集積のより一層の拡大と同時に、本県の主要産業である電気機械工業及び食料品、紙・パルプ、木製品等の地域資源型工業を中心として、研究開発力、情報力、商品開発力等の能力向上による生産性の向上など、地域産業の高度化を図っていくことが、基本的かつ喫緊の課題となっている。

鳥取県知事 西 尾 四 次

平成1年四月廿一日

21世紀に向けて、こうした課題を克服しつつ、本県産業の限りない発展を図っていくためには、既存産業の一層のハイテク化と共に、自然科学研究所、情報サービス業をはじめとした特定事業の集積を図ることが必要不可欠である。

このため、ここに特定事業の集積促進計画を策定し、本県産業の高度化を目指すものとする。

本県では、鳥取空港、米子空港（美保飛行場）の拡張、中国横断自動車道岡山米子線、中国横断自動車道姫路鳥取線及び山陰自動車道等を整備することにより、今後急速な社会資本の整備が見込まれる。一方、人口動向については、増加率は鈍化傾向にあるものの、ゆるやかな増加が続いている。地域の特性としては、山陰海岸国立公園をはじめとして自然・居住環境的にも十分に恵まれている。

このような状況を踏まえ、この計画の実施に当たっては、産・学・住・遊の調和のとれた魅力ある地域づくりに配慮しつつ、地域が主体性を持つて、特定事業の集積を促進することとする。

I. 特定事業の集積を促進する措置を講じようとする地域の設定に関する事項

本県において、特定事業の集積を促進する措置を講じようとする地域（集積促進地域）は、以下の諸点を踏まえて鳥取市、倉吉市、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、北条町、大栄町、東伯町の2市8町1村とする。

1. 自然的経済的社会的条件からみた一体性の確保

本集積促進地域は、鳥取市を中心都市、倉吉市を副中核都市といい、県北東部から中部に至る連接した市町村で構成されており、地勢的には中

国山地を背に日本海に面し、千代川水系と天神川水系沿いに拓けた、全体として一つにまとまった地域である。

また、本地域内の市町村は西日本旅客鉄道山陰線及び国道9号、県道等により結ばれており、これらを軸に通勤、通学、消費活動が行われ、鳥取市、倉吉市に立地する有力企業の関連企業が地域内の各町村に立地していること等から、経済的・社会的に密接な関係にある。

産業面においては、電気機械工業を中心に産業集積が進み、工業出荷額で全県の約50%（昭和62年）を占めるに至っており、技術の高度化、製品の高付加価値化に向けて、研究開発部門の分離独立、最新鋭設備の導入等ダイナミックな動きがみられる。また、こうした動きを支援する鳥取大学等学術・研究機能も充実している。

さらに交通面では、高速輸送に係る施設として鳥取空港が鳥取市街地から約15分の距離にあり、東京、大阪との日帰りビジネスが可能である。本地域は鳥取市、倉吉市、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、北条町、大栄町、東伯町の2市8町1村で構成されている。

本地域のうち、鳥取市は人口約14万人を有する県下第一の都市で、経済・行政の中心である。図書館、博物館をはじめとした文化施設を有し、さらに本県の文化・国際交流の拠点となる県民会館の整備が進められている。交通面では、西日本旅客鉄道山陰線、国道9号線により地域内市町村と結ばれているほか、高速輸送に係る施設として昭和60年にジェット化された鳥取空港がある。産業面では、西日本有数の電気機械工業の集積があり、近年エレクトロニクス分野を中心に一層の集積が進んでいる。また特定事業においては、ソフトウェア業、自然科学研究所等を中心とし県内随一の集積を形成している。さらに、鳥取大学工学部、農学部

及び同大学院連合農学研究科並びに砂丘利用研究施設、(財)日本きのこセンター菌じん研究所、鳥取県工業試験場、(財)鳥取県工業技術振興協会などがあり、学術・研究機能、人材育成機能も充実している。

倉吉市は、人口約5万3千人を有する県下第三の都市で、伯耆ニューライフビレッジ計画等による都市基盤の整備が進められている。交通面では、国道9号、国道313号及び西日本旅客鉄道山陰線により鳥取市と結ばれている。産業面では、西倉吉工業団地を中心に電気機械工業等の有力企業が立地しており、同市はもとより県中部各地から労働力を集め、県中部の生産拠点の地位を占めている。また、鳥取女子短期大学、県果樹野菜試験場生物工学科研究室などがあり学術・研究機能、人材育成機能も充実している。

氣高町は、鳥取市の西に隣接した人口約1万人の町である。鳥取空港が同町の中心部から約20分と近く、近年国道9号沿いの高浜工業団地内に電気機械工業等の立地展開がみられる。

鹿野町は、人口約4千8百人であり、交通面では国道9号、主要地方道等により鳥取市と結ばれている。鹿野温泉を核とした保養地域として開発が進んでおり、ペンション村等余暇施設が充実している。

青谷町は、人口約9千2百人であり、交通面では西日本旅客鉄道山陰線及び国道9号により鳥取市と結ばれている。産業面では、縫製業及び同町の特産である因州和紙等の地場産業が集積している。

羽合町は、人口約7千人であり、交通面では国道9号により鳥取市と結ばれている。観光産業関連を中心に卸小売業の集積が進んでおり、卸小売業の年間販売額は、県内町村の中でもきわめて高い額となっている。また、県下初の県立大規模公園である東郷湖羽合臨海公園の整備が進ん

でいる。

泊村は、人口約3千4百人であり、交通面では西日本旅客鉄道山陰線及び国道9号により鳥取市と結ばれている。農業と漁業により発展してきた地域であり、県営栽培漁業センター等において高度な養殖技術に取り組んでいる。

東郷町は、倉吉市の東に隣接した人口約7千人の町である。県立東郷湖羽合臨海公園の整備が進んでおり、これと関連した観光産業の振興が期待されている。

北条町は、倉吉市の北東に隣接した人口約7千3百人の町である。産業面では、田井工業団地を中心に繊維、食料品製造業等が立地しており、また、海岸は本県砂丘地農業の中心となっている。

大栄町は、倉吉市の北西に隣接した人口約1万人の町である。国道9号沿いの園地区に工業団地があり、黒業・土石製品製造業等の地域資源型工業が集積している。

東伯町は、人口約1万3千人を有している。交通面では、鳥取市とは西日本旅客鉄道山陰線及び国道9号により結ばれており、倉吉市とは主要地方道により結ばれている。産業面では、農畜産物加工等の地域資源型工業、電気機械工業が集積しており、工業出荷額は県内町村の中で第一位である。また、卸小売業の集積も県内町村の中できわめて高い。

今後、本計画を円滑かつ効果的に推進するため、本地域内の市町村の役割分担の下に、鳥取市を中心として特定事業の集積を図る。

特定事業の集積を促進していく上での本地域の各市町村の具体的な役割は、以下のとおりである。

鳥取市では、現在、产学研のとれた人口1万人規模の新都市「

つのが「ニュータウン」を造成中である。当地区はインテリジェント・シティ構想の中で、重点整備地区として位置付けられている。これを活用すること等により、同市内に中核的業務用地である「テクノ・リサーチパーク（仮称、以下同じ）」を整備し、特定事業の集積を図る。また併せて、地域産業の高度化に資する「新産業創造センター（仮称、以下同じ）」を同市内に整備するとともに、鳥取大学において平成2年度に設置が予定されている乾燥地研究センター等を活用し、自然科学研究所、ソフトウェア業等の特定事業の集積を図る。また、鳥取空港により首都圏、大阪圏との交通のアクセス拠点となることから、本地域の中核都市としての役割を果たす。

倉吉市は、県中部の中心都市として区画整理、道路整備等都市的整備が進んでいるとともに、鳥取市について電気機械工業の集積が高く、また、県果樹野菜試験場生物工学研究室において、バイオテクノロジーの研究が進んでいることから、本地域の副中核都市として将来的に業務用地の整備を図ることにより、ソフトウェア業、自然科学研究所等の特定事業の集積を促進する。また、鳥取女子短期大学の卒業生を中心にして、地域内特定事業に対して人材を供給する役割を果たす。

気高町は、電気機械工業が立地し鳥取空港、鳥取大学に近いことから、高浜工業団地及びその近辺に研究開発部門、商品開発部門等の集積を図るとともに居住機能を分担する。

鹿野町は、鹿野温泉を核としたペンション村・温泉付き分譲地等を有することから、居住機能及びゾーン地域としての役割を果たす。青谷町は、縦製業、因州和紙等地場産業の集積を有していることから、駅南工業団地及びその近辺に商品開発部門等の集積を図るとともに、居

住機能を分担する。

羽合町は、卸小売業の集積及び観光産業の開発が進んでいることから、これらの産業の高度化を支援するディスプレイ業、デザイン業等の特定事業の集積を図るとともに、県立東郷湖羽合臨海公園の整備が進んでいたことから、特定事業従業者の憩いの場としての役割を果たす。

泊村は、県営栽培漁業センター等が高度な養殖技術を取り組んでいることから、（財）鳥取県工業技術振興協会と連携して水産資源開発の研究開発を実施するとともに、居住機能を分担する。

東郷町は、東郷温泉を有し県立東郷湖羽合臨海公園の整備が進んだことから、特定事業従業者の憩いの場としての役割を果たす。

北条町は、北条江北みどり団地等、民間による住宅団地の造成が進んでおり、居住機能を分担する。

大糸町は、窯業・土石製品製造業等の地域資源型工業が立地しており、園工業団地等に研究開発部門等の集積を図るとともに、居住機能を分担する。

東伯町は、電気機械工業及び地域資源型工業が立地していることから、研究開発部門等の集積を図るとともに、居住機能を分担する。

以上のように、本計画は、地理的に連接し、経済的、社会的一体性を有する2市8町1村の区域、約7万8千haを対象に策定するものである。

2. 集積促進地域又はその周辺の地域における産業及び特定事業の集積の状況

本計画において、周辺地域の範囲に入る区域は米子市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、船岡町、河原町、八束町、用瀬町、三朝町、関金町、赤崎町、中山町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町の1市14町2

村である。

本地域及び周辺地域における産業についてみると、昭和62年の工業出荷額は7,421億円であり全県の85.1%を占め、又卸売業の年間販売額は、昭和63年で1兆4,898億円、対全県シェア89.8%となっている。

また、産業構造を工業出荷額の構成比でみると、電気機械工業(36.5%)と食料品(11.9%)、紙・パルプ(9.5%)、木製品・家具(3.4%)などの地域資源型工業で大勢が占められており、全国と比較しても電気機械工業と地域資源型工業にウェイトの高い業種特性となっている。特に電気機械工業のウェイトは、年々高まっている。

このうち、主要産業である電気機械工業についてみると、業種別にはOA関連製品、情報通信機器、電子部品等の先端技術関連企業が多く、これらの業種が新製品・新技術開発等に積極的に取り組んでいることから、成長業種として本地域及び周辺地域の経済の牽引的役割を担っている。

次に、本地域における特定事業について見ると、特定事業の従業者の総数は1,718人(昭和61年)であり、全県の50.6%を占めており、そのうち中核となる鳥取市に73.2%が集積している。

これを業種別みると、情報サービス業、自然科学研究所の従業者数のウェイトが高く、この2業種で34.7%を占めている。

また従業者数の伸びは、全体では、昭和56年と61年の比較で127.3%となっており、業種別では、電気機械工業の集積の増大に対応し、ソフツウェア業を中心とした情報サービス業、商品開発に関連しデザイン業等が大きく伸びている。

本地域における特定事業が、本地域又は周辺地域における産業の高度

化に寄与している例を挙げると、つきのとおりである。

情報サービス業のうちソフウェア業では、地域企業の生産システム・業務管理システム等の開発を行っており、鳥取大学、県工業試験場との共同研究によりマシンニングセンターの群制御システムを開発し、生産性の向上に大きく寄与している事例がある。

自然科学研究所においては、植物栽培に対する独自の技術を応用し、電話回線を利用した遠隔操作によるラン栽培システムの開発をはじめ、セラミックセンサーの技術開発・精密加工技術の研究等を通じて地域企業の技術の高度化に寄与している事例がある。

その他、エンジニアリング業では、電気機械工業等の自動化・省力化システムの設計等を行い生産性の向上に寄与している事例があるほか、デザイナ業においては、C Iによる企業のイメージの向上や、新商品のデザイン開発等により、新たな市場開拓に大きく寄与している事例がある。

以上から、今後特定事業の集積の促進を図ることにより、本地域及び周辺地域の産業の高度化がさらに進展すると認められる。

3. 特定事業の業務に必要な知識又は技術を有する人材の確保の可能性

本地域及び周辺地域における高等学校から、大学へ1,641人、短期大学へ680人、専修学校へ1,406人、また中学校から高等専門学校へ243人の合計3,970人(平成元年)が進学している。したがって、本地域において特定事業に従事し得る知識又は技術を有する人材の確保は十分可能である。

また、本地域及び周辺地域内には、工学部、農学部、医学部、教育学部をもつ鳥取大学（鳥取市、定員1,030人、本地域又は周辺地域からの進学者数（以下「進学者数」という。）269人）、鳥取女子短期大学（倉吉市、定員300人、進学者数177人）、米子工業高等専門学校（米子市、定員200人、進学者数120人）、その他情報処理学科を有する専修学校がある。

特に平成元年度に鳥取大学では、工学部において学科の改組を行い新たな先端技術工業のニーズに対応するため、知能情報工学科（定員60人、進学者数10人）、生物応用工学科（定員40人、進学者数7人）が新設され、また農学部においてもバイオサイエンス等の高度専門知識を有する研究者を養成するため、鳥取大学大学院連合農学研究科が設置された。

このように本地域及び周辺地域では、積極的な教育活動・研究活動等が行われており、これらの機関からの人材の供給も期待できる。

その他、県外の製造業、ソフトウェア業等に勤めるUターンを希望する人材の情報をデータベース化し、誘致企業及び県内企業に情報を提供する「ハイテク人材バンク」の活用による人材の確保も可能である。

4. 高速輸送に係る施設及び特定事業の業務に必要な情報を提供する施設の利用の容易性

本地域における高速輸送に係る施設については、昭和60年にジェット化された鳥取空港がある。同空港は本地域の中心となる鳥取市に所在し、1,800mの滑走路を有しており、本地域の空の玄関として年間14万3千人（昭和63年度）を運んでいる。

全国主要都市への所要時間は、空港での待ち時間、空港から各都心への時間を加えて、東京都心部へ約2時間、大阪市中心部まで約1時間半

であり、日帰りビジネス圏となっている。

なお、現在、鳥取空港は、平成2年の供用開始を中途に滑走路長を2,000mに延長する事業を実施中である。

本地域における情報提供施設については、鳥取県中小企業情報センター（鳥取市）において中小企業情報のデータベースであるSMIRSへのアクセスが可能となっている。また、（財）鳥取県工業技術振興協会（鳥取市）においては科学技術情報のデータベースであるJ O I Sへのアクセスが可能であるとともに、（社）発明協会鳥取県支部（鳥取市）において特許情報のデータベースであるP A T O L I Sへのアクセスが可能となっており、情報提供施設の利用は容易である。

II. 特定事業の集積の目標の設定に関する事項

1. 目標年次

本地域における地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進する措置は、21世紀を展望しつつ行うこととするが、本計画の当面の目標年次は平成7年度とする。

2. 特定事業の集積の目標

(1) 特定事業の集積の方向

本地域及び周辺地域は、電気機械工業及び食料品、紙・パルプ、木製品・家具等地域資源型工業の集積が大きく、近年さらに鳥取市を中心電気機械工業の立地が進んでいる。

商業については、県東部と西部のそれぞれの中核である鳥取市、米子市を中心として卸小売業等の集積が進んでおり、近年、両市に大規模小売店舗が相次ぎ進出するなど、好調な個人消費を背景に活況を呈している。

しかしながら、これらの生産活動、販売活動等を支援するサービス業、特に自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業等の特定事業については、一定の集積はあるものの、その質・量とも未だ十分とは言い難い状況にある。

本地域及び周辺地域の産業の高度化に係る機能と問題点についてみると、まず、研究開発能力は、電気機械工業において自動化技術、計測制御技術、システム化技術等生産に係る技術が高度なレベルに達しているものの、新製品を開発するために必要な研究開発能力については、未だ十分な状況にあるとは言い難い。また、地域資源型工業においても、生産技術が一定レベルに達しているものの、研究開発に携わる人材の不足及び技術・ニーズ情報の入手難等により研究開発能力は十分な状況にない。

情報能力については、電気機械工業、地域資源型工業とも、生産性の向上を目指した自動化・省力化及び消費者ニーズに対応した多品種少量生産を実現するためには、生産工程に各種の高度なシステム制御技術等を導入することが必要となるが、近年ソフトウェア業の集積拡大が急速に進んでいるものの、地元企業との結びつきは不十分な状況にあり、高度なシステム・ソフトウェア開発を県外へ発注するケースも少なくない。

また、商品開発能力、経営能力、マーケティング能力については、従来加工組立型工業が中心で下請け体制が強かったことから、全般的に弱い状況にある。例えばデザインについては、現在、大手企業を中心とした商品開発部門を設置して、新商品等のデザイン開発がなされているものの、デザイン業の集積は十分な状況になく、特にインダストリ

アルデザインに関しては、県外に発注するケースも少くない。マーケティング能力についても、各種商品情報の不足及び多様化する消費者ニーズの把握が十分でなく、県内において次第に盛り上がりつつある融合化事業等においても、この点が1つの隘路となっている。

卸小売業、サービス業においても、多様化する消費者ニーズに対応するためには、市場動向を踏まえた各種商品情報の収集、顧客管理及び効率的な業務管理システムの導入等が必要であるが、これらを支援する情報提供サービス業等の特定事業の集積は十分な状況にない。よって、地域経済が活力を持ち高い成長を遂げていくためにも、また魅力ある雇用機会を提供するためにも、地域産業の研究開発・商品開発等のニーズを踏まえつつ、関連特定事業の積極的導入を図ることが重要である。このため次のようない方針のもとに、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進する措置を講じるものとする。

① 集積促進地域及び周辺地域の産業の高度化の方針

工業については、電気機械工業及び食料品、紙・パルプ、木製品・家具等の地域資源型工業における一層の高度化を図り、知識集約型の産業構造に転換していくため、企業の研究開発能力、生産管理能力、マーケティング能力等の向上を図ることとする。

特に、本地域に集積の大きい電気機械工業が保有している高度な計測・制御技術や高精度加工技術、システム化技術等を生かして製品の高附加值化、新製品の開発等を一層推進するとともに、さらに鳥取大学砂丘利用研究施設など本県独自の技術、人材を生かした新産業の創造を目指す。

また、卸小売業、サービス業についても、情報収集能力、商品開

発能力、経営能力、マーケティング能力の向上を図り、消費者ニーズの多様化・個性化に的確に対応していくこととする。

(2) 特定事業の集積の方向

①で述べた方針のもとに、電気機械工業の研究開発能力、生産管理能力の向上を図るために、エレクトロニクス系自然科学研究所、ソフトウェア業、エンジニアリング業等の特定事業の集積を図る。

また、食品等地域資源型工業の研究開発能力、商品開発能力の向上を図るために、バイオ系自然科学研究所、デザイン業等の特定事業の集積を図る。

さらに、これら産業の経営能力、マーケティング能力の向上を図るため、経営コンサルタント業等その他の特定事業の集積も併せて図ることとする。

なお、本地域及び周辺地域における産業の集積の程度からみて、本地域において特定事業を集積させることにより、本地域及び周辺地域に対して所得の増大、雇用機会の増大等適切な経済効果が波及することが期待される。

また、地域産業の高度化を支援するための研究開発、人材育成、情報提供等の各種支援機能の整備を進めるとともに、特定事業に從事する者の本地域への定着を促すため、都市機能の一層の充実及び良好な居住環境やレクリエーション施設の整備等を進めるものとする。

(2) 特定事業の集積の目標水準

本地域においては、近年、鳥取市を中心とした電気機械工業の集積の増大に対応し、ソフトウェア業を中心とした情報サービス業が大き

く伸びているほか、多様化する消費者ニーズに対応した各種商品開発の必要からデザイン業等の伸びも大きい。

本地域の特定事業従業者数は、最近では（昭和56年～61年の5年間）年平均4.94%で増加しており昭和61年現在1,718人となっている。今後、本地域において様々な支援措置を講じることにより、平成7年の目標水準として、特定事業従業者数3,400人（年平均伸び率7.88%）を設定する。

特定事業の業務に必要な知識又は技術を有する人材の供給については、本地域及び周辺地域から大学、短大、高等専門学校及び専修学校へ進学する者が毎年相当数（約4,000人）見込まれることから、特定事業の拡大に伴う従業者の需要増（昭和61年から平成7年まで年間約170人増）への対応は可能である。

したがって、先に設定した特定事業従業者数の昭和61年から平成7年の年平均伸び率7.88%は達成可能な水準と考えられる。

以上の点から、本地域における特定事業の集積の目標達成は十分に可能と考えられる。

なお、特定事業の集積等により、平成7年における本地域の人口は277千人に増加し、このうち180人が生産年齢人口となると見込まれる。

(参考) 特定事業の集積の目標水準

	昭和61年	平成7年	昭和61年～平成7年 年平均伸び率(%)
特定事業従業者数(人)	1,718	3,400	7.88

	昭和60年	平成7年	昭和60年～平成7年 年平均伸び率(%)
人 口(人)	261,090	277,000	0.59
0歳～14歳	57,273	58,400	0.20
15歳～64歳	169,714	180,000	0.59
65歳～	34,103	38,600	1.25

III. 特定事業の集積の目標を達成するために必要な事業に関する事項

1. 特定事業の集積のための事業に関する事項 (特定事業の集積のための事業)

(1) 研究開発

技術革新の急速な進展により、研究開発能力の優劣が企業の命運を左右するといった時代の趨勢が一段と強まっている中で、本地域及び周辺地域の産業の高度化を図るために、鳥取大学工学部・農学部、民間企業、県工業試験場等の技術シーズを生かした産学官の共同研究等を積極的に推進するとともに、これを支援する特定事業の集積を図ることにより、研究者が意欲的に研究に取り組める研究風土をつくる必要がある。

昭和61年に設立された(財)鳥取県工業技術振興協会は、産学官連携のもとに、「精密電子部品の品質保証のための知的計測制御システム」の研究開発、「木製品の品質評価・検査システム」の研究開発等、製品の高品質・高付加価値化につながる各種研究開発プロジェクトを実

施し成果を挙げているところであるが、今後は自然科学研究所、ソフトウェア業等の特定事業者の積極的な参加を得ながら、高度なセンシング技術である「インテリジェントセンサー」の研究開発等に取り組み、地域産業の研究開発能力、商品開発能力の向上を図る。

また県は、工業試験場において昭和62年度から産業の構造変化、技術の複合化に対応するため再編整備事業を行い、応用電子科、技術情報科の新設等研究体制を整備したところであるが、今後とも時代に即応した計画的な機器整備をはじめ、客員研究員設置事業により鳥取大学、米子工業高等専門学校から客員研究員を招き指導・助言を得ることにより、バイオテクノロジーに関する研究開発等これまで工業試験場では実施していなかった研究開発を積極的に行い、この成果を普及することにより地域内企業の技術力の向上を図る。その他、これまで実施してきた技術アドバイザー指導事業、地域産業技術改善費補助金等の積極的活用を図り、地域内企業の新商品・新技術開発等を促進する。

さらに、鳥取市に設立予定の「(株)新産業創造センター(仮称、以下同じ)」は、本地域及び周辺地域に集積の大きい電気機械工業、地域資源型工業の高度化を支援するため、自然科学研究所、ソフトウェア業等の特定事業集積のインセンティブとなる、エキスパートシステムの開発等高度なソフトウェア・システム開発等の研究開発事業を推進する。また、鳥取大学の研究施設など本県独自の機関と連携し、エレクトロニクス、バイオテクノロジーを駆使した先導的研究として、植物の環境浄化機能を活用した快適空間創造など環境制御技術の開発等新産業の創造に資する研究開発も実施する。

(2) 人材育成・確保

地方において、創造的な研究開発を進め産業の高度化を図るためにには、人材の育成・確保が重要な課題である。このため、各機関連携のもとに研修事業を効果的に実施し、地域産業の高度化に寄与する人材の育成・確保を図ることとする。

(財)鳥取県工業技術振興協会は、これまで工業技術院等の支援を受けながら、エレクトロニクス、新素材等の先端技術研修を実施してきたところであるが、今後は地域内企業の研究開発能力・商品開発能力を高めるため、ソフトウェア、インダストリアルデザイン等の分野について研修を実施する。

また県は、中小企業の技術力向上のための技術者研修及び経営管理の合理化を図るために経営管理者研修を実施しており、今後は研究開発能力・商品開発能力・マーケティング能力を高めるため、コンピュータの活用方法等情報システム構築のための研修をはじめ、広告代理業等から講師を招きデザイン・マーケティングに関する研修を計画的に実施する。その他、ハイテク人材バンク設置事業において、これまで作成してきたUターンを希望する高度技術者リストに加え、事務系の人材リストも作成するなど、特定事業立地の際に優秀な人材が確保できるよう措置する。

さらに「(株)新産業創造センター」は、システムエンジニア等高度情報化人材育成のための事業を実施し、電気機械工業、地域資源型工業の高度化に寄与する人材の確保を図る。

また、平成元年度設立予定の(財)中小企業人材育成財団(仮称)は、ソフトウェア人材の育成に対する助成を行うなど、今後特定事業集積に必要な人材育成のための事業を積極的に実施することとする。

(3) 情報提供

現在本地域では、(財)鳥取県工業技術振興協会においてJOIS、(社)発明協会鳥取県支部においてPATOLISSへのアクセスが可能となっており、地域企業に対して科学技術情報、特許情報の検索サービス等を実施しているが、今後は中小企業特許講座、情報端末機の普及及説明会の開催等により、これらの情報の有効活用について啓蒙普及を図りながら検索サービスを実施していくこととする。

また県中小企業情報センターは、各種技術情報・経営情報の提供はじめSMIRSの検索サービスを実施しているが、今後は地域固有データベースの構築等により、地域に密着した迅速な情報提供を行うこととする。

さらに「(株)新産業創造センター」は、エキスパートシステム、環境制御技術など自主研究開発分野に関連した技術・市場・人材情報等のデータベースを構築し情報提供を行う。

(4) 企業誘致

県では商工労働部企業立地課と東京・大阪事務所にスタッフを配置して、関係市町村との連携のもとに積極的に企業誘致に努めているところであるが、引き続き企業誘致体制の整備及び活動の充実に努めている。

現在県においては、誘致するソフトウェア業、自然科学研究所に対して製造業と同様に次のような補助・貸付の面での優遇措置を講じている。

鳥取県企業立地促進補助金交付制度は、産業構造の高度化、地域経済の健全な発展並びに雇用機会の拡大を図るため、県内の工業団地等

への企業立地に対して補助するものである。また、鳥取県企業立地促進金融資制度は、事業所の新・増設に必要な資金に対して低利融資を行うものである。

(5) 交流促進
これらの優遇措置が適用される特定事業は、現在はソフトウェア業、自然科学研究所のみであるが、経済のソフト化・サービス化に対応して、その他の特定事業も助成対象とするなど、積極的に特定事業を誘致する施策展開を図ることとする。

現在本地域においての交流促進は、(財)鳥取県工業技術振興協会を中心実施されている。

同協会は、昭和63年度から県の委託を受けて「鳥取県技術・市場融合プラザ」を運営し、県内の研究開発意欲等を有する異分野企業を対象に融合化を促進しているところであるが、今後はソフトウェア業、デザイン業等特定事業の積極的参加を得て地域技術を生かした新商品、新技术の開発及び新事業の展開を支援する。同時に、地域企業、鳥取大学、米子工業高等専門学校、公設試験研究機関の参加のもとに実施されているハイテク研究会、テクノサロン、産学官交流懇話会など各種交流事業についても、特定事業をメソバーに加え一層の促進を図る。さらに「(株)新産業創造センター」は、エキスパートシステム、環境制御技術に関する研究等自主研究開発分野に関連した自然科学研究所、ソフトウェア業等特定事業者とセンシング技術等を有するエレクトロニクス系企業などとの研究・技術・市場・人材等の融合化交流を促進するコンベンションゾーン等を設置し、セミナー、フォーラム、学会等各種コンベンション事業の場を提供することにより、本県の産

業高度化に向けて融合化交流を積極的に推進し、特定事業の集積を促進するものとする。

(6) 企業等育成支援

本地域の技術シーズを生かし、産業の高度化及び新産業の創造を図っていくためには、技術シーズの起業化の促進を図っていくことが重要である。

「(株)新産業創造センター」は、研究開発型企業を指向する地域中小企業や新規事業分野への進出を目指すベンチャー企業並びに特定事業に対しインキュベーションルームを設置し、施設内の研究開発機器を低廉な料金で貸与するなど、新技術等の研究開発、新製品開発、新事業開拓等の支援を行い起業化の促進を図る。

(7) 調査研究

昭和63年度に県と(財)鳥取県工業技術振興協会は、特定事業集積促進による本県産業・技術の高度化を検討するため、「技術振興計画」策定に関する調査を行った。今後(財)鳥取県工業技術振興協会は、特定事業の集積促進を図るため技術ニーズ・シーズ調査等を実施し、技術シーズの応用可能性の検討を行うこととしており、また県中小企業情報センターは、企業における情報ニーズ調査及び情報所在源調査を実施し、地域内企業の情報収集能力の検討をすることとなっていることから、これらを特定事業の集積を促進するための調査研究として有効な活用を図る。

(8) 債務保証

県は、新商品・新技術開発、新事業分野進出等のための資金需要に対する、商業・サービス業振興資金及び平成2年度新設予定の新技

術開発起業化資金等の融資制度を設け、特定事業におけるこれら融資制度の利用促進を図ることとしているが、これら融資に係る債務保証については、鳥取県信用保証協会の保証制度を有効に活用する。

(9) 広報

県、(財)鳥取県工業技術振興協会、県中小企業情報センター、「(株)新産業創造センター」は、特定事業に対する助成事業、研究開発・人材育成事業並びに産業経済動向等を会報、情報誌により県内外にPRし、特定事業の集積に資するものとする。

(中核的な運営主体の設立・運営)

以上の事業のうち、研究開発、人材育成、情報提供、交流促進の各事業を自主的に、あるいは県、民間企業等の委託を受けて行う実施主体として「(株)新産業創造センター」を設立する。

同センターでは、本地域及び周辺地域に集積の大きい電気機械工業、地域資源型工業の高度化、高付加価値化に資する研究開発事業をはじめ、システムエンジニア等を養成する人材育成事業を実施する。

また、情報提供事業として、本地域の産業の高度化に資する技術・市場・人材情報等の提供を行うとともに、交流促進事業として、センターの自主研究開発分野に関連した技術・市場等の融合化を促進するため、コンベンションゾーン等の交流の場を提供する。

同センターは、上記の事業を行うとともに、本計画に掲げられた各種事業の総合調整を行う中核的な運営主体として、関係機関と連携を図りつつ特定事業の集積を促進していくものとする。

2. 施設の整備に関する事項

(1) 業務用地

電気機械工業、地域資源型工業を中心として、今後より一層本地域の産業を高度化していくためには、研究開発・生産・経営まですべての分野にわたりその高度化を支援する特定事業の集積を図る必要がある。

本計画が目指す特定事業の集積の目標水準を考慮すると、特定事業の業務用地として平成7年度までに相当程度の整備が必要となる。この用地需要に対して、中核的業務用地として、鳥取市に「テクノ・リサーチパーク」(業務用地面積約10ha)を整備し、ここを中心に地域産業の高度化に寄与する自然科学研究所、ソフトウェア業、エンジニアリング業、デザイン業等の特定事業の立地を促進するほか、東郷工業団地等の既存

(2) 道路

東西方向の基幹軸である国道9号の鳥取バイパス・羽合道路・北条道路の整備を促進し時間距離の短縮とともに、これに接続する国道179号、313号、主要地方道倉吉青谷線等当該地域における幹線道路網を整備し、中核的業務用地と集積促進地域、周辺地域間の連絡を強化する。

また、鳥取市周辺においては、国道29号津ノ井バイパス・国道53号鳥取南バイパスにより市街地を迂回する道路を整備し、市街地における交通ネットの解消を図る。

さらに、これら幹線を補完する県道・市町村道の整備を進め各地域内の交通の利便性を向上させ、当該地域の交通基盤の確立を図る。

(3) 住宅

本県は、持家率・住宅規模などの住宅事情は極めて良好であるが、今後増加の予想される研究者、技術者及びその家族のために質の高い

住宅供給を維持、促進していく必要がある。県外からの移住者に対しでは、現在のところ地域内に、約5千戸の公的賃貸住宅と、約1万4千戸の民間賃貸住宅があり、十分対応できる状況にあるが、今後とも計画的供給を促進していく。

本地域において平成元年度から平成7年度までに必要となる住宅数は、約1万8千戸と見込まれるが、「ついいニュータウン」を中心として、公共セクターによる供給のほか、民間部門による供給も含めて、計画的に建設を促進していく。

(4) 地域産業の高度化に資する中核的施設

本地域において、電気機械工業、地域資源型工業の高付加価値化及び知識集約型工業への構造転換を推進するための研究開発・人材育成・情報提供機能等を複合的に備え、特定事業の立地を誘引し地域産業の高度化に資する中核的な施設として、「新産業創造センター」を平成3年度を目途に整備する。

整備場所は、中核的業務用地である「テクノ・リサーチパーク」内とし、運営については、特定事業の円滑な集積並びに研究開発の成果の普及等により、幅広い産業分野における技術の高度化につながるように留意するものとする。

(5) その他の施設

県は、本地域の中核都市である鳥取市に都市機能の一層の充実を図るため、国際的な幅広い交流の拠点となる県民会館をはじめ、県立中央図書館・文書館を整備することとしており、今後とも研究者、技術者等の住み良い環境作りを総合的に実施していく。

施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に

関する事項

中核的業務用地として予定されている「テクノ・リサーチパーク」は、すでに市街化区域として指定されているところであり、関連する農用地の整備事業の予定はない。

しかし、今後実施される施設整備に必要な土地の確保に関連して、農用地の整備が必要となる場合には、農業の健全な発展を図る観点から、適切に対処していくものとする。

IV. その他特定事業の集積に関する重要な事項

1. 他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和

(1) 鳥取県東部圏域新広域市町村圏計画

鳥取県東部圏域新広域市町村圏計画は、鳥取市、岩美郡、気高郡、八頭郡の1市14町村を対象地域とし、集積促進地域である鳥取市、気高郡にまたがっている。

同計画は、自然観光資源の有効活用に加え、交通施設の重点的整備により、京阪神との交流を促進し、また、合理的な土地利用計画に基づき、圏域の特性にあった工業を導入し、生活、経済環境などを総合的に整備し、圏域15市町村の連携のもとに、広域生活圏の形成を図ることを目的としている。

本計画は、同計画の基本的方向に合致するものであるが、本計画の実施に当たっては、計画相互の十分な調和を図っていくこととする。

(2) 鳥取県東部地方生活圏地域振興推進計画

鳥取県東部地方生活圏地域振興推進計画は、鳥取市、岩美郡、気高郡、八頭郡の1市14町村を対象地域とし、集積促進地域である鳥取市、

気高郡にまたがっている。

同計画は、若年層を中心とした生産年齢人口の定住化を促進し、人口増加を図るとともに産業の集積度を高め、地域のバランスある発展を目的としている。

このため、地域特性に応じた産業を発展させ、就業機会の拡大、所得水準の向上を図るとともに、生活、産業、交通基盤の整備や、文化、スポーツ等の各種施設の整備、拡充に努めることとしている。

本計画は、同計画の基本的方向に合致するものであるが、本計画の実施に当たっては、計画相互の十分な調和を図っていくこととする。

(3) 鳥取県中部モデル定住圏計画

鳥取県中部モデル定住圏計画は、倉吉市、東伯郡の1市9町村を対象地域とし、集積促進地域である倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、北条町、大栄町、東伯町にまたがっている。

同計画は、住民の定住条件を充実させるため、地域の特性を生かした魅力ある定住圏として整備し、若者が定着する活力ある定住圏づくりを目的としている。

本計画は、同計画の基本的方向に合致するものであるが、本計画の実施に当たっては、計画相互の十分な調和を図っていくこととする。

(4) 市町村基本構想との調和

本計画は、地方自治法に基づく関係市町村の基本構想を踏まえて作成されたものである。今後の推進に当たっては市町村との十分な調整のもとに、それぞれの基本構想の目指している方向との調和を図るものとする。

2. 環境の保全についての配慮

本地域は、山陰海岸国立公園をはじめ、豊かな緑、澄んだ空気、山紫水明の自然環境に恵まれている。

本計画の推進に当たっては、この恵まれた自然環境を保全し、大気汚染、水質汚濁等の環境汚染等を未然に防止すべく、関係法令に基づく適切な規制・指導等を推進し、必要に応じ環境に与える影響をあらかじめ把握し、環境基準達成維持等に努めることとする。また、快適な交通環境の確保及び沿道環境の保全を図るため、総合的な施策を講ずるものとする。

また、産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則に基づく適正処理の推進を図るとともに、排出物の減量化、再資源化を促進すべく、事業者に対する監視・指導に努める。

さらに、快適な環境づくりにも配慮する。

文化財の保護については、十分に配慮し、特に、埋蔵文化財には、その保護に留意しつゝ関係機関の協力を得て開発との円滑な調整を図ることとする。

3. 災害の防止等国土の保全

本地域では、治山治水事業等を積極的に実施し、また除雪についても徹底した除雪対策を講じている。今後、集積促進計画の推進に当たって新たな開発を行う場合には、開発に伴う洪水及び土砂流出量の増加に対し、調整池の設置等必要な対策を講じるとともに、河川改修事業、ダム事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業等を一層推進し、災害の防止等国土の保全対策に万全を期することとする。

4. 地域の雇用の促進

特定事業の集積促進に当たっては、既存企業の技術高度化や特定事業

の誘致等により、幅広い産業の振興を図り、地域全体の雇用の安定、確保を図っていくこととする。さらに、学術研究機関の充実などにより、若年者を中心とした人口の定着を目指し、雇用機会の一層の拡大に努めることとする。

一方、職業能力開発、職業訓練等の実施のための施設として技能開発センターを整備すること等により、新たな雇用機会に積極的に対応することとする。

5. 地域の中小企業の振興

中小企業の高度化を図るべく、特定事業の集積を促進するとともに、(財)鳥取県工業技術振興協会、県工業試験場等による共同研究、研修・指導事業の推進を図るものとする。また、異業種交流による技術開発を促進するため、中小企業の融合化施策を推進することとしている。さらに、技術改善費補助金等の技術開発に対する助成制度及び新技術開発起業化資金をはじめとする各種融資制度の活用を図り高度化の一層の推進を図ることとする。

本計画の実施に当たっては、これらの各種制度の積極的な活用等により地域中小企業の振興に十分配慮するものとする。

6. 農林水産業の健全な発展との調和

本地域の農業は、千代川、天神川流域の水稻、丘陵地の二十世紀梨、大山黒ボク台地のスイカ・芝、砂丘地のラッキョウ・ナガイモ・ブドウ等を中心に行われており、今後はより集約的な高付加価値農業を目指すこととしている。

また、林業は山間部でスギの植林が行われ、水産業では沿岸漁業について漁場の整備や、栽培漁業の推進等による資源培養管理型漁業を目指

している。

本地域での特定事業の立地に当たっては、既存の業務用地等の活用を優先させるものとするが、やむを得ず農林地を充当する場合にあっては、スプロール化の防止や、優良農地等の集団的確保・保全に配慮しながら、土地基盤整備等各種事業の実施状況を勘案し、土地利用基本計画、農業振興地域整備計画、都市計画等の土地利用計画との調整を図り、農林水産業の健全な発展との調和に努める。

7. 情報の周知徹底と特定事業の立地のあっせん

県及び本地域内の市町村は、特定事業の集積を促進するために講じられる各種支援措置について、本地域内外の特定事業者等の関心を高め、各層からの深い理解と協力を得るため、本計画に関するシンポジウム、各種懇談会等の開催により、積極的に広報活動を展開する。

8. 地価等への配慮

本計画の推進に当たっては、土地取引動向、地価動向等について常に監視を続けていくほか、国土利用計画法に基づく届け出制、事前確認制等の適正な運用に加え、必要に応じ同法に定める監視区域の指定を行うなどにより、土地の投機的取引、地価高騰の防止及び国土利用計画その他の土地利用に関する計画に即した適正かつ合理的な土地利用を図る。

9. その他

本計画の策定に当たっては、学識経験者、関係行政機関、特定事業者の代表からなる鳥取県産業活力拠点調査委員会を設置し、各界各層の意見を反映しながら、検討してきたところである。

本計画の推進に当たっては、鳥取県特定事業集積促進計画推進協議会を設置し、関係プロジェクト事業の円滑な推進を図るための連絡調整

平成2年4月20日 金曜日

鳥取県公報

(号外) 第47号 16

等を実施する。

発行 烏取県鳥取市東町一丁目 烏
取 県

〔定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)〕